

三木町農業委員会

令和 7 年 10 月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和7年10月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和7年10月20日

(会 議 時 間) 13:30～14:35

(開 催 場 所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 17名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
5番	阿部	一義
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
11番	北岡	利幸
12番	鈴木	勤
13番	地下	三
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 大森和人課長補佐
3. 岩嶋裕美副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 今西奏士郎主任主事

(1) 農地法関係

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について
- 報告第3号 地域計画変更申出について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画認定申請について

14時05分 開会

- 事務局 ただいまから、10月の農業委員会定例会を開会いたします。本日、藤澤委員より欠席の連絡をいただいております。また、本日の出席委員数は、過半数の出席をいただいておりますことをご報告いたします。開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
それでは、私の方から、本日の議事録署名委員を指名いたします。17番、多田委員さんと2番、松田委員さんをお願いします。
- 事務局 ありがとうございます。それでは高尾会長、議事進行よろしくお願いします。
- 会長 それでは、次第に沿って始めたいと思います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページをご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。
- 会長 それでは議案第1号について、地区担当委員より補足説明がありましたら、お願いします。
- 岡田委員 1番ですが、譲受人は体力的に営農することが難しく、今回申請に至ったようです。とくに問題はないかと思われます。また2番についてもですが、同様に自身で維持管理することができないため、申請に至ったようです。
- 会長職務代理 3番は経営縮小のために農地を譲るものであり、とくに問題はないかと思われます。
- 松田委員 4番ですが、譲受人の体調不良により営農することが難しく、農地の売買について考えていたところ話がまとまり、申請に至ったようです。5番についても、4番同様に譲受人の体調不良により農地の売買を考えていたところ、話がまとまり申請に至ったようです。
- 沖藤委員 6番、7番についてですが譲渡人は兄弟であり、両名とも自身で農地の維持管理をすることが難しいとのことで、近所で農業をされている譲受人に売買するものです。
- 平井委員 8番ですが、譲受人は別法人にて産業廃棄物の処理を行っておりますが、今回申請のあった法人では農業をするために農地を取得するとのことで、とくに問題はないかと思われます。
- 古市委員 9番ですが、譲渡人の高齢化により農地の売買を考えていたところ、近所で農業をされている譲受人と話がまとまり、申請に至ったようです。
- 会長 議案第1号について質問のある方いらっしゃいますか。
- 会長 4番についてだが、新規就農となっているが認定となるのか。
- 事務局 申請者は現在三木町にて農地を所有していないため、新規就農という扱いとなっております。

松田委員 農事組合法人にて作業している方で、作業自体はそちらの法人とともに行う予定となっております。

会長 8 番の法人は適格法人なのか。

事務局 適格法人です。三木町で申請地以外に農地を所有しております。

会長 ほかに質問のある方はいらっしゃいませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第 2 号農地法 5 条による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは、議案第 2 号について併せて説明します。議案書の 4 ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。
【議案第 2 号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 本件は現地調査に行ってますので、そちらの報告をお願いしたいと思います。

多田委員 れでは、現地調査の報告を行います。10 月分の農地法関連の申請について、去る、令和 7 年 10 月 10 日（金）の 午前 9：00 から 5 条申請 3 件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、松田委員、私（沖藤委員）、事務局 2 名の計 6 名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5 条申請 番号 10-1、10-3 です。これらにつきましては、申請地において既に造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、周辺農地への影響は、ありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 はい。ありがとうございました。それでは担当地区の委員の方の補足説明がありましたらお願いします。

地下委員 1 番ですが、昭和 55 年頃より駐車場用地として利用されておりましたが、周辺農地への影響もなく、始末書の添付もあるため問題ないと思われます。

事務局 2 番だが、特定建築条件付売買予定地として転用するもので、現地調査にて排水方法等についても確認しましたが、とくに問題はないかと思われます。

平井委員 3 番についてですが、いつから無断転用となっているか不明だが、隣接農地を取得し、農業用倉庫として利用するものでとくに問題はないかと思われます。

会長 議案第 2 号について質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 では採決に移りたいと思います。議案の第 2 号農地法第 5 条について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第3号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらについては新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の12ページをご覧ください。
【番号20-127番から朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 説明ありがとうございました。
新規物件については、農業委員さんに情報は入っていないものもあると思います。ご確認をお願いします。全体的にご質問がございましたらお願いします。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認ということにさせていただきます。それでは、審議事項が終了したので、次に報告事項についてです。報告第1号、第2号について、続けて事務局よりお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の13ページをご覧ください。報告第1号及び第2号について説明します。
【報告第1号及び第2号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上で報告議案の説明を終わります。

会長 報告第1号、第2号について質問のある方はいらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 ないようですので、報告第3号について事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは報告第3号について説明させていただきます。議案書の15ページをご覧ください。
【報告第3号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上で報告議案の説明を終わります。

会長 報告第3号について質問のある方はいらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 質問がないようなので以上で報告事項を終わります。
それでは香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。
令和7年9月分について、農地法第4条につきましては、香川県、三木町ともに0件です。農地法第5条につきましては、香川県が17件、78,310.32㎡、三木町は1件、5,461㎡でございます。以上となりますが、質問等ありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは、続きまして次第の（３）農業経営改善計画について審議をしていきたいと思
います。

町職員 本日は、農業経営改善計画認定申請にあたり、お時間をいただき誠にありがとうございます。
今回の認定申請につきましては、申請者本人の意思によって５年後の目標をもと
に香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、農業経営改善計
画を作成したものです。今回は１経営体の認定農業者の経営改善計画書の更新申請とな
ります。なお、計画書の認定において要点のみ抜粋して説明していきますので、ご了承
ください。それではお手元の資料をご覧ください。【農業改善計画認定申請書１件を朗読】
以上で、農業経営改善計画認定申請書の説明を終わります。

会長 農業経営改善計画について、なにか質問のある方はいらっしゃいますか。

会長 目標金額は、現状と同様でかまわないのか。

町職員 現状維持を目指すという計画となっております。

沖藤委員 年間所得の中に臨時雇用の報酬は含まれているのか。

町職員 含まれております。

会長 ほかに質問のある方はいらっしゃいませんか。

委員一同 （質問なし）

会長 それでは事務局へ進行をお返しします。

事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましても慎重審議あ
りがとうございました。最後に担当より今後の行事予定等についてお知らせをいたしま
す。

事務局 それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
連絡事項は以上でございます。

事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 （挨拶）

事務局 以上を持ちまして農業委員会１０月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様
でした。

１４時５５分 閉会